



発信年月日：平成28年9月16日

所属部課	課長	担当職氏名	連絡先	TEL 0837-23-1134
市民福祉部 生活環境課	植木 信安	課長補佐 緒方 栄作		FAX 0837-23-1135
件名	平成28年度 長門市大浜海岸「海辺の漂着物調査」について			

- 1 日時 平成28年9月24日(土) 9:30~12:00
(9:50~11:00海岸漂着物調査 11:20~11:50海岸清掃)

※中止の決定時刻 7:30

確認先 長門市市民福祉部生活環境課 TEL 0837-23-1134

- 2 場所 長門市油谷 大浜海岸 ※次頁地図参照

- 3 目的 日本の沿岸に漂着しているプラスチック等の人工物による海辺の汚染実態を把握するとともに、調査への参加を通して「ごみを捨てない心、海の環境を守ろうとする心を育む」ことを目的として本調査を実施します。

- 4 主催 長門市(共催 山口県)

- 5 内容 調査区画内(10m×10m 7区画)の漂着物を、区画毎に下記の8種類の大分類別に回収し、国内製造品と海外製品に分けて個数、重量を把握する。

01 プラスチック類	02 ゴム類	03 発泡スチレン類	04 紙類
05 布類	06 ガラス・陶磁器類	07 金属類	08 その他の人工物

- 6 参加者 長門市立菱海中学校(全生徒・教職員・PTA)、
地域住民、山口県、長門市 約210人

- 7 その他 本調査にあわせて菱海中学校の全生徒と地元住民が海岸の清掃活動を実施

位置図



【海辺の漂着物調査の調査方法】

1 海岸漂着物調査の実施

ナイロンひも等で区画した縦横10m四方の区画内の地上にあるすべての漂着物（※人工のもの）を採集し、種類別に区分し、それらの個数及び重量を測定する。

採集する漂着物サイズは、発泡スチレンなどの微細破片については、概ね直径1cm以上のものを採集するものとする。（“レジンペレット”など調査票に採集項目が記載されているものは例外とする。）

- ① 参加者は事前にリーダー等から配布された漂着物回収袋（※当該調査地域で指定されている一般廃棄物指定袋1～2枚）を1～2枚を持ちながら、調査区画内の海岸表面に存在する次の漂着物を袋に採集・回収する。

漂着物が1つの袋に収まらない場合は、新たな袋を適宜用意して作業を行う。

- ① プラスチック類 ② ゴム類 ③ 発泡スチレン類 ④ 紙類 ⑤ 布類
⑥ ガラス・陶磁器類 ⑦ 金属類 ⑧ その他の人工物



- ② リーダー等からの回収終了の合図の後、回収物を持って個数・重量を測定する場所へ移動し、回収物をブルーシート等の上に広げ、個数・重量の測定準備を行う。（※荒天の場合は、体育館等の屋内にて当該作業を行う。）

《採集する際の留意事項等》

- ・⑧その他の人工物は、明らかに人工物とわかるものを収集し、流木や木の枝などは採集しない。
- ・タバコのフィルターは、紙類ではなく、プラスチック類とする。
- ・漂着物の砂はできるだけ取り除き採集する。
- ・漂着物の一部が埋没されているようなものは採集するが、漂着物全体が埋没されている場合は採集しない。
- ・海岸に植生している植物、動物、昆虫は採集しない。
- ・漂着物が塊となっている地点には、危険物や海外漂着物等特徴的なものが存在している場合があるので、注意して採集する。



- ③ グループ内で、『調査票1・2』の小分類の名前を十分に確認し、小分類毎にかつ、国内製造のものと海外製造のものにわけて、個数及び重量を計測し、『調査票1・2』に記録（※重量の記録は、小数点第1位に丸める⇒最小数字：“0.1”）する。小分類に記載されていないものは、具体的に名称を調査票に記録する。（※名称不明物については、写真を撮る。）

調査中の記録は、調査票の空欄等に「正」の字を使って書き留め、8分類とも個数を数え終えた後、総数を調査票の数字記入欄に記録する。

また、国内外の判断は、製造国名、ラベルの文字の種類や地名等から判断する。

なお、国内外起因の判断ができない場合、国内の記入欄に個数等を記録する。



- ④ 海外漂着物と推察されるものは、国籍別に、その種類と個数を調査票に記録する。

- 中国 ○韓国・北朝鮮 ○ロシア
○その他
(※「その他」…国名がわからない物)

なお、海外製造の漂着物のうち、「国名がわからないもの」や「変わったもの」については、デジタルカメラで写真を撮る。



- ⑤ 分類の集計後、大分類毎に、国内製造物と海外製造物とに分けて総重量を計測し、『調査票1・2』に記録する。

- ⑥ 調査終了後、漂着物は、所定の集積場に運ぶ。

